

規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針

平成 17 年 10 月 11 日
規制改革・民間開放推進本部

去る平成 17 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間、「規制改革・民間開放集中受付月間」として、全国規模で実施すべき規制改革・民間開放に関する要望を募集したところ、民間事業者や地方公共団体等から 850 項目の要望が寄せられた。

政府において、提出された要望を検討した結果、別表に掲げる規制改革事項を全国規模で実施することとする。

これらの事項については、本年度末に再改定される予定の「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(閣議決定)に反映し、確実な実施を図るものとする。

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
1	商業・法人登記情報の電子化	不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第2項、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第1条、第2条	商業・法人登記について、登記情報の適正な管理及び行政サービス向上が可能となる登記情報の電子化を平成17年度末までにおおむね完了する。	平成17年度中	法務省
2	固定資産税の納付手続きに関する電子化の推進	地方税法第364条第1項～第3項、第383条	平成18年1月以降、政令指定都市から順次開始される償却資産にかかる固定資産税の申告手続きの電子化について、納税者の利便性向上の観点から、その進捗状況を周知する。	平成18年中	総務省
3	バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築	出入国管理及び難民認定法	テロリスト、犯罪者及び退去強制歴を有する者の入国を確実に阻止する手段として、バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築に係る法令整備を行い、早期の運用開始に向けて必要な準備を進める。	平成18年通常国会法案提出以降随時実施	法務省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
4	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2 - 7 - 1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	複数銀行による従属業務会社の共同設立が可能となるよう必要な措置を行う。	遅くとも平成18年度中	金融庁
5	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	協同組合による金融事業に関する法第5条の4第1項、第7項	附属明細書の報告制の廃止に向け、平成18年度中目途に措置する。	平成18年度中目途	金融庁
6	事業報告書の総(代)会承認制の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第5条の4第1項、第7項	事業報告書の報告制の導入に向け、平成18年度中目途に措置する。	平成18年度中目途	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省
7	地方住宅供給公社における余裕金運用先範囲の拡大	地方住宅供給公社法第34条	平成17年6月に地方住宅供給公社法の改正を実施したところであり、追加すべき金融機関についての調査・検討を行い、その結論を踏まえ、速やかに大臣指定を行う。	平成18年度中	国土交通省
8	幼児の定期健康診断における検査方法の周知徹底	学校保健法施行規則第1条第1項第4、5号	幼児の定期健康診断における検査方法について、現行制度下で認められている具体的な視力・聴力の検査方法を、「児童生徒の定期健康診断マニュアル」の改訂の機会をもって周知徹底する。	平成17年度中	文部科学省
9	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等の該当要件の周知徹底	「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等の取扱いについて、社会教育施設(公民館)の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、地域を活動拠点としている総合型地域スポーツクラブの事務室として使用することが現行制度下でも対応可能である点を周知徹底する。	平成17年度中	文部科学省
10	各都道府県生活衛生営業指導センターが実施する国庫補助対象事業に係る国の実施要領の改正	分野調整指導事業の実施について(昭和61年衛指第110号通知)	分野調整事業協議会の委員の委嘱及び協議会運営要領の改定の際に都道府県知事と協議することとしている点について、各都道府県生活衛生営業指導センターがそれらの協議の必要性を自主的に判断し、必要に応じて行うことができるよう、所要の措置を講じる。	平成17年度中	厚生労働省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
11	介護支援専門員の受験資格の実務経験の追加	介護支援専門員に関する省令(平成10年厚生省令第53号)、介護支援専門員養成研修事業の実施について(平成11年老発316号通知)	急性期病院の看護助手について、当該病院が主に介護に従事しているものと認める者については、介護支援専門員の受験資格である実務経験に含める。	平成18年度中	厚生労働省
12	確定拠出年金における投資信託償還時の取扱いの明記	確定拠出年金法、確定拠出年金法施行規則	運用の方法として投資信託が提示されている場合で、当該投資信託が投資信託及び投資法人に関する法律に基づき償還される場合、運用の方法の除外には該当しないこと、または、当該投資信託に運用の指図を行っている加入者等の同意取得は不要であることを省令等に明記することについて検討し、所要の措置を講じる。	平成17年度中	厚生労働省
13	確定給付企業年金から確定拠出年金へ資産移換する際の移換相当額等の算定基準日に係る要件の緩和	確定拠出年金法施行令第22条第2項第1号、第3号 厚生年金基金の財政運営について(平成8年年発第3321号通知)	確定給付企業年金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の一括拠出額及び移換相当額の計算基準日について、厚生年金基金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の計算基準日と同様の取扱いとする。	平成17年度中	厚生労働省
14	コンビニエンスストアの飲食店営業許可に係る施設基準の明確化	食品衛生法第51条、第52条	各都道府県が条例で定める飲食店営業の許可に係る施設基準について、都道府県、関係業界団体、学識経験者等から意見を徴収し、検討した上で必要であれば、都道府県が条例の改正を行う際の参考となるガイドラインを作成し全国に周知を図る。	平成18年度中	厚生労働省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省
15	コップ販売式自動販売機にて取扱い可能な容器に関する周知徹底	食品衛生法第18条 食品、添加物等の規格基準 (昭和34年12月28日 厚生労働省告示第370号) 「コップ販売式自動販売機により調理される清涼飲料水等を販売する際に使用するコップについて」(平成16年3月31日 食安基発第0331001号、食安監発第0331003号)	コップ販売式自動販売機で清涼飲料水を販売する際には、専用のコップ以外の容器も使用が可能となっているところであるが、その中には、水筒、魔法瓶、PETボトル等も含まれる旨、改めて、都道府県等に対し周知徹底を図る。	平成17年度中	厚生労働省
16	省エネ法改正に伴うエネルギー管理士制度の見直しにおける経過措置の検討	エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条 (新法第8条)	平成18年4月の改正省エネ法施行後、5年の「経過措置期間」を設け、この間は、現行のエネルギー管理士、エネルギー管理士試験合格者及び研修修了者に対して特別研修を実施し、新しいエネルギー管理士へのスムーズな移行を図るとともに、新しいエネルギー管理士試験を受験する際、試験課目の一部を免除するなど、事業者、資格保有者に対して過大な負担とならないようにする。	平成18年度中	経済産業省
17	5万kW未満のガスタービンの「変更の工事(取替え)」の工事計画の届出廃止	電気事業法第48条第1項及び第2項 電気事業法施行規則第65条第1項第1号 別表第二 二変更の工事(二)1(2)ニ4	取替えに際して工事計画の届出が必要なガスタービンの出力を見直すことについて、保安確保の観点から調査・検討を実施し、検討結果を踏まえ、平成18年度を目途に必要な措置を行う。	平成18年度中	経済産業省
18	用途地域における居住環境の確保等一定の要件に適合する施設の制限の緩和の周知徹底	建築基準法第48条	用途地域ごとに定められた用途規制に適合しない自動車修理工場等の施設について、居住環境の確保等一定の要件に適合する場合の建築基準法第48条のただし書きによる許可の適切な運用に関して、改めて平成17年度中に周知徹底する。	平成17年度中	国土交通省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省
19	道路占用の復旧方法に関する周知徹底	道路法第38条	道路の占用に関する工事は、「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」と道路管理者が判断する場合に限って、道路管理者が自ら行うものであることを、道路管理者に周知する。	平成17年度中	国土交通省
20	ETCの民間利用の促進	有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令	ETCの技術を応用した狭域通信(DSRC)システムを利用した駐車料金決済等の多様なITSサービスについて、平成19年からのサービス開始に向けて、規格・仕様を策定する。	平成17年度中	国土交通省
21	廃棄物処理法に係る許可手続きの簡素化	廃棄物処理法第14条第1項・第6項、廃棄物処理法施行規則第9条の2、第10条の4 廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行規則第11条	平成16年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」について、その積極的活用を都道府県等あてに通知しており、今後とも、担当者会議等において適宜周知する。	平成17年度中	環境省
22	国家公務員の採用における経験者採用システムの導入	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第36条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第3条 人事院規則8-12(職員の任免)第9条 人事院規則1-24(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)第2条 人事院規則23-0(任期付職員の採用及び給与の特例)第3条	民間経験等を有する者の公務への採用機会を拡大するとともに各府省の採用活動を支援するため、各府省が行う選考採用において、公募手続や能力実証の一部を人事院が担う新たな仕組みについて、平成18年度からの導入が可能となるよう必要な措置を講ずる。	平成18年度中	人事院